



KPMG Insight

KPMG Newsletter

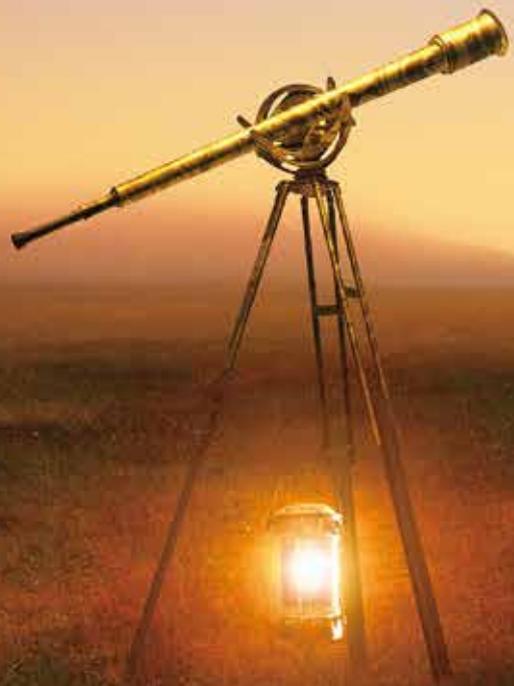
Vol. 18

May 2016

海外トピック③

メキシコにおける会計・税務の
最新動向

kpmg.com/jp



メキシコにおける会計・税務の最新動向

有限責任 あずさ監査法人

メキシコデスク

パートナー 吉田 幸司

シニアマネジャー 岩田 稔

急成長するメキシコ国内市場において、自動車関連産業を中心とした日系企業の進出が堅調に増加傾向にあります。近年、グアナファト州、アグアスカリエンテス州とサンルイスポトシ州（両州に隣接）などに日系大手自動車メーカーの投資が集中し、これら大企業の業容拡大に呼応して、昨今ではTIER2、TIER3の中堅企業の投資も相次いでいる状況です。北米・中南米地域の重要戦略拠点と位置付けられるメキシコは、米国と陸続きであることや東西に重要港湾都市を有するといった地政学的な優位性のみならず、低廉で若く優秀な労働者が多いことに加えて、世界46カ国とFTA（自由貿易協定）を締結していることなど、新規市場参入や既存事業の拡大といった投資を検討する上で多くの優位性を有しているといえます。また、現在進んでいるエネルギー改革をはじめとした様々な改革に関連した投資も今後さらに見込まれることも考えられ、日墨二国間の関係性はより一層強固なものになっていくと思われれます。

一方で、メキシコでの事業展開を検討する上で、投資環境の要諦、すなわち、先進主要国と比較すると煩雑な税制や会計制度などの主要な法規制動向を把握することがますます重要になると考えます。実質より形式を重視する傾向が強い税務上の各種手続きや、各種規定の改定などに留意することで、より円滑に現地での事業を展開することができるものと考えられます。

そこで本稿では、メキシコの会計制度、税制、日系企業が留意すべき事項について解説します。今後のメキシコビジネスを検討または推進する上で参考になれば幸いです。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



吉田 幸司
よしだ こうじ



岩田 稔
いわた みのる

【ポイント】

- 現行のメキシコ税法の枠組みは、2014年以降、重要な改正はなされていない。
- 法定の会計監査はなく、各社の状況を踏まえ会計監査・税務監査を任意に選択できる。
- 税務調査の動向・VAT還付・移転価格税制などは現地の最新動向に留意が必要である。



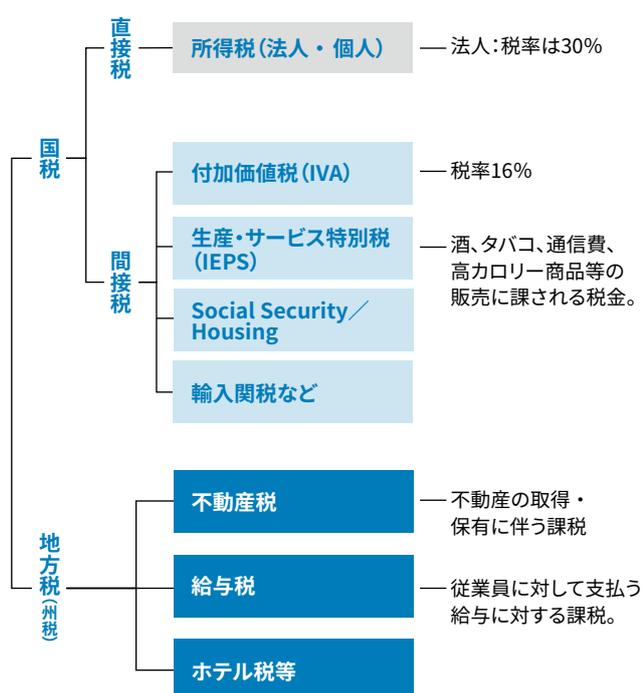
I. メキシコの会計制度

メキシコの会計基準は、NIF (Normas de Información Financiera) と呼ばれ、実態としては日本の会計基準と同様に国際財務報告基準 (以下「IFRS」という) へ収斂 (コンバージェンス) が進んでいます。そのため、メキシコの経済・法律等を考慮すると、例えばインフレ会計、繰延労働者分配金 (繰延PTU)、解雇手当の処理等における細かい点でIFRS との差異がありますが、基本的にIFRSと概ね同等とも考えられます。

メキシコの上場企業では2012年12月期より既にIFRSの適用が義務付けられています。一方でメキシコに進出している日本企業の子会社の場合は、メキシコでは非上場であり、IFRSでの財務諸表作成は必須ではないものの、メキシコ基準の適用が求められています。実務上の対応として、メキシコの税務目的でメキシコ基準に準拠した決算数値を作成し、親会社報告目的の決算数値は、米国会計基準 (以下「US GAAP」という) もしくはIFRS で作成するのが一般的な対応です。ただし、親会社との協議の上、メキシコ基準で作成された決算数値を報告しているケースもあります。したがって、メキシコへ進出する際には現地税法目的でのメキシコ基準への対応、親会社へ報告する数値をどの基準に基づいて作成するのかの決定及びその対応が可能な体制をどのように構築するのかを検討する必要があります。

II. メキシコの税制

【図表1 「2016年度のメキシコの主な税法体系」】



2016年度のメキシコの主な税法は図表1のような体系となっています。

まず、国税と地方税とに大きく分けられ、国税に関しては直接税と間接税とに分けられます。直接税には法人・個人に対する所得税があり、間接税には付加価値税 (Impuesto al Valor Agregado、以下「IVA」という)、生産・サービス特別税 (Impuesto Especial sobre Producción y Servicios、以下「IEPS」という)、社会保険関連、輸入関税などがあります。また、地方税には不動産税、給与税、ホテル税などがあります。以下、企業活動に大きく影響すると思われる所得税 (法人・個人)、付加価値税、関税の概要につき解説します。

1. 法人所得税

現在の法人所得税は、2013年に大きな改正があり、現行法は2014年から適用され毎年微修正されてきたものです。基本的には日本の法人所得税と同様、発生主義ベースの会計上の利益に対して一定の税務調整を行って課税所得を算定し、税率 (30%) を乗じて税額を算定します。特徴的な事項としては、以下のよう項目があります。

(1) 主な損金算入の制限

- ① 交際費の91.5%は損金不算入
- ② 175,000ペソ (2016年1月～※) を超える社有車関連経費は損金不算入
※2014～2015年は130,000ペソ。
- ③ 海外関連者への支払利息・ロイヤルティー・技術支援料につき、その支払い相手国で益金とならない場合などの一定の場合は損金不算入
- ④ 個人所得税上非課税となる給与及び福利厚生関連経費 (クリスマスボーナス、時間外手当など) は支払額の47%が法人所得税上損金不算入
- ⑤ 正式な請求書 (当局承認電子インボイス) に基づかない支払いは全額損金不算入
- ⑥ 利息の発生する負債と資本の比率が3:1を超過した場合、超過分の負債に対応する国外関連者への支払利息について、一部又は全額損金不算入となる (過少資本税制)

(2) インフレ調整

毎月末の貨幣性資産及び貨幣性負債の差額の年間平均残高に一定のインフレ係数を乗じた金額を加減算します。

例えば、インフレ調整対象の貨幣性資産残高と貨幣性負債残高とで後者のほうが大きい場合、その計算された金額 ((貨幣性負債平均残高 - 貨幣性資産平均残高) × インフレ係数) を益金として加算することになります (逆の場合は損金として減算)。ま

た、固定資産の減価償却費についても、一定のインフレ調整を行い、調整額を損金算入します（もしくは益金算入）。

(3) 配当への源泉税

従来、源泉税が課せられていませんでしたが、2014年度の税制改正により、配当金について、2014年以降発生する利益を源泉として海外居住者（法人・個人ともに）に対して支払う配当金には10%の源泉税が課せられることになりました。

(4) その他の源泉税

メキシコの会社が、メキシコ国内に恒久的施設（PE）を構成しない外国法人に対して支払う支払利息、技術支援料、ロイヤルティー（研究開発費を含む場合あり）及び、当該外国法人がメキシコ会社の株式を譲渡するときの売却額もしくは売却益に対して、メキシコ国内を源泉とする所得として源泉税が課せられます。

なお、(3)の配当金とともにメキシコとの租税条約（日墨租税条約や米墨租税条約など）の適用により、源泉税を軽減できる可能性があります。

2. 個人所得税

メキシコでは最高税率を35%とする累進課税制度となっており、メキシコに居住する個人（居住者）及びメキシコ企業より収入を得る非居住者は納税義務者となります。なお、全世界所得ベースでの課税となるため、例えば、メキシコ子会社へ派遣された駐在員が日本の親会社から毎月給与を得ている場合で、これを親会社がメキシコ子会社に請求していない場合は、別途駐在員個人で月次申告・月次納税及び確定申告・納税する必要があります。

3. 付加価値税（IVA）

食品や医薬品の一部を除き、基本的にすべての商品の購入やサービスの受注に対して、16%が課せられています。従来、国境地域では税率11%でしたが、2014年度の税制改正により全国一律16%となっています。

4. 関税、輸入IVA

メキシコでは、貿易産業振興のため貿易・通関・関税に関して様々な優遇政策が採られています。2006年11月13日より、いわゆる新マキラドーラ制度である「輸出製造、マキラドーラ、サービス振興のための政令」(IMMEX)が発効しました。これは以前からあったPITEX政令を廃して、新マキラドーラ政令に統合

したものであり、IMMEXや産業振興プログラム（PROSEC）を利用することにより、IVAの保税、優遇関税の適用を受けることができます。ただし、2014年から適用された税制改正により、2015年以降はIVA・IEPS 保税のための認定制度（Certification）が導入され、IMMEX登録だけでなくCertificationを取得しないとIVAの保税のメリットが享受できなくなっています。

III. 日系企業が留意すべき事項

メキシコにおける会計・税務の具体的な実務については、メキシコ人担当者に対応を頼らざるを得ないため、優秀なメキシコ人担当者を採用することが重要です。しかし、日系企業を含め多くの外資企業がメキシコに進出していることから、一般的に優秀な人材を探すのは難しく、給与水準も比較的高くなってきている点に留意する必要があります。

また、特に税務は細かい規定の見直し・追加が毎年なされており、その内容を理解することは一般的に非常に難解であることから、適切な税務実務の遂行、また、不正防止の観点から、経理実務に通じた日本人担当者を配置、もしくは日本人マネジメント自身が最低限の経理実務を把握したうえで、メキシコ人担当者を管理することなどの対応が望まれますが、各社の状況次第であると考えられます。

なお、以下の1~8は日系企業で通常、税務・会計への対応として検討されている一般的な留意事項です。

1. 親会社報告目的の会計制度対応

税務の観点から、正式な会計年度は暦年（12月末）しか認められていないため、3月決算の多い日本企業の連結決算を考えた場合、メキシコ子会社の12月決算を連結するのか、3月で仮決算をして連結するのかを検討する必要があります。日本の連結決算目的でメキシコ子会社の重要性が高い場合、仮決算を選択するケースもあり、その場合、IFRSやUSGAAPを適用する可能性があるため、決算早期化や会計基準差異に対応できる決算体制や人材の確保が重要となります。

また、メキシコではペソ建・スペイン語での記帳が法律上要求されている一方で、日本親会社における連結決算・業績管理のために、機能通貨ベース（例えばUSD）に基づいた決算数値を英語もしくは日本語での報告が必要とされる場合もあります。したがって、システム対応を含めた報告体制の整備が必要となる場合があります。

2. メキシコ子会社の資金調達

メキシコへ進出するにあたって、例えば日本から出資するのか、もしくは米国子会社経由で出資するのかといった比較をすることがあります。一概に優劣はつけられませんが、例えば、配当源泉税の影響、租税条約の適用、子会社管理のし易さなど、各社の個別事情を踏まえて検討する場合があります。

また、メキシコ会社の資金調達として借入を選択する場合、税務上の観点から次の点を予め検討することがあります。

- (1) 国外関連会社からの借入額が大きい場合、過少資本税制により支払利息について一部又は全額損金不算入となる点がある点
- (2) 外貨建(ペソ通貨以外)借入による場合、ペソ高となる場合は為替差益が発生しその益金に対し課税される点。なお、逆にペソ安となった場合には為替差損が発生し、損金が生じます。
- (3) インフレ調整により借入金から益金が生じ課税される点

3. 税務申告義務

法人を含むすべての納税者の課税年度は暦年とされ、法人の申告期限は翌年の3月末とされています(個人は4月末)。なお、法人は、年間の確定申告のほか毎月、月次で法人所得税の申告・予定納税を翌月の17日までにする必要があり、その計算は前年度又は過年度の利益率をベースに行います。IVAは、月次で確定申告となり、毎月計算し、こちらも翌月の17日までに申告・納税をする必要があります。また、メキシコ税務上、実質よりも形式を重視する傾向が強いため、損金処理にあたって、適切な契約書や電子インボイス等の税務上の要件を満たした資料を具備しておくことも重要です。このように税務コンプライアンス準拠のための体制が必要といえます。

4. 税務監査

2013年までは法人所得税法上の一定の要件(収益、総資産、従業員数)を満たす会社は、毎年6月末までに公認会計士の署名する税務監査報告書を提出する(Dictamen Fiscal / Tax Report)あるいは代替情報(未監査)を提出する義務があったものの、2014年以降は一定の要件を満たした場合であってもTax Reportの提出は任意となりました。Tax Reportが任意となったことにより、Tax Reportの前提であった公認会計士による会計監査も任意となりました。

Tax Reportを提出する場合、公認会計士は会社が実施した税務計算結果に対して監査を行っているため、専門家から一定

の保証がなされていると言えます。そのため、税務当局は、原則として会社に直接調査を実施する前に税務監査を実施した公認会計士に対して調査を行うことになり、この点は会社にとってメリットと考えられます。Tax Reportの提出が義務から任意となった理由もこのメリットを享受できる会社を一定の規模の会社に限定することが背景にあると言われています。したがって、メキシコ子会社の会計・税務監査については、連結決算上の観点からの監査の要否、子会社管理や税務リスク管理等の観点から、費用対効果を考慮して主体的に決定する必要があります。一方で、当局によるインターネットを通じた税務に関する質問・調査制度や一定の会計情報の提出が義務化されるなど、当局の徴税権限強化が図られており、最新の取扱いの動向には留意が必要です。

5. 日本親会社等の従業員をメキシコ子会社へ長期派遣する場合

日本親会社等の従業員をメキシコ子会社立ち上げ支援目的等で、長期的に派遣する場合があります。この場合、派遣する期間が183日を超える場合は、PEとみなされるリスクや、派遣者の個人所得税がメキシコにて発生するリスクが生じます。

一方で、メキシコ子会社から日本親会社等へ支払われる技術支援料等の対価について租税条約を適用して源泉税を軽減したい場合は、税務調査対策として必要な書類の整備が必要となります。実務的な対応はケースバイケースであり、税務リスクを軽減するためには、現地専門家と相談して対策を検討することが望ましいと言えます。

6. IMMEX等の保税プログラム

IMMEX等の保税プログラムを用いて付加価値税を保税している場合、保税対象となる固定資産や在庫に関して物理的な出入庫管理と通関書類(Pedimento)との紐付が要求されます。当局が調査に入る場合もあり、その結果適切な管理ができていないとされた場合は罰金等を科せられます。したがって、事前に管理体制の整備が必要となります。

また、「II.4 関税、輸入IVA」に記載のとおり、保税メリットを享受するためにはIMMEX登録に加えてCertificationの取得も必要となったため、新規に進出して当該プログラムの恩典を享受したい場合は、設備輸入の開始時期等を考慮しながらIMMEXやCertification取得のスケジュールを検討する必要があります。スケジュールによっては輸入IVAを支払うこともある点に留意が必要であり、上記管理体制含め、事前に現地専門家と相談して対応することが望ましいと言えます。

7. IVA 還付長期化の恐れ

IVAの仮払残高が残る場合は、還付請求もしくは他の税金と相殺することができます。還付請求をする場合、例えばCertificationを保有した上で一定の要件を満たすような会社であれば20営業日で還付されることになっていますが、実際には数ヵ月、場合によっては1年以上還付されないこともあります。したがって、資金繰りを計画するにあたってはこの点を考慮する必要があります。

8. 移転価格税制

ビジネスのグローバル化にともない、メキシコでもマキラドーラ産業¹⁾は1995年から、一般企業でも1997年から移転価格に関する書類を保管することを義務付けられています。関連者との各取引の利益率を比較する細かい基準、税務申告書での報告義務や税務監査上での記述義務等の厳しい規定が設けられています。メキシコの税務当局も移転価格に注目しているため、関連者との取引価額の決定に関しては、移転価格の観点で適切な分析・論拠付を書面で残しておくことが望まれます。

なお、関連者の定義につき明確な数値基準がないことから、関連者の範囲については事前に専門家に確認するなどの留意が必要です。また、2016年税制改正においては、BEPSアクションプランで提唱されている移転価格の文書化が取り入れられ、関連会社取引に関する税務当局への情報開示についての追加要件が提案されています。

本稿は、「メキシコ・リスクマネジメント研究会報告書（独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部米州課、2016年2月発行）」において、筆者（ジェトロ・メキシコリスクマネジメント研究会委員）が寄稿した財務・税務セクション（メキシコの会計制度、メキシコの税制、日系企業が留意すべき事項）について、一部加筆したものです。

【関連トピック】

「メキシコ税制改正の最新動向」
(KPMG Insight Vol.6/May 2014)

【KPMGジャパン及びKPMGメキシコの日系企業支援体制について】

KPMGジャパンにおいては4名のメキシコ駐在経験者が、東京・大阪を拠点にそれぞれ2名の専門家が常駐し、KPMGジャパンに所属する各種プロフェッショナルや、KPMGメキシコの日系企業部門（グローバルジャパニーズプラクティス）と連携しながら、日系企業のメキシコ事業展開を側面支援しています。

KPMGメキシコは、1946年に創設され、現在ではメキシコ全土に18の事務所を展開し、総勢3,000名近くの構成員が所属するメキシコにおける最大級のプロフェッショナルファームです。現地では、10年以上の歴史を有するKPMGメキシコ・グローバルジャパニーズプラクティスが日系企業のメキシコビジネスをサポートしています。あずさ監査法人より派遣された4名の駐在員を中心に（メキシコシティ事務所：1名、レオン事務所：1名、ケレタロ事務所：1名、ティファナ事務所：1名。2016年4月末現在）、現地メキシコ人や日本の専門家チームと日系企業の皆様との橋渡しを行い、さまざまな課題解決のためのアドバイスを提供している他、専門分野での情報発信活動（ニュースレター配信、セミナー等）を行っています。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG ジャパン メキシコデスク
CountryDesk@jp.kpmg.com

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

パートナー 吉田 幸司

シニアマネジャー 岩田 稔

TEL：03-3548-5805（代表番号）

大阪事務所

シニアマネジャー 立石 政人

マネジャー 上村 紘之

TEL：06-7731-1102（代表番号）

1 主に米国との国境沿いに多く存在している保税受託加工業。メキシコの優遇税制が得られる1つの形態であるが、近年はその恩典も少なくなりつつあります。

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.